

# いながわ 情報ポケット

## イベント・催し

**いけばな展「晩秋をいける」**  
 ▶とき11月20日(土)～同21日(日)午前10時～午後5時  
 ところサビエギャラリー ▶主催猪名川いけばな同好会 ▶問合せ喜多宅 ☎766-0531

## 募集

**国際交流パーティー ブラジル・フェアの参加者**

▶とき12月5日(日)午後1時～同3時 ▶ところ社会福祉会館  
 ▶内容ブラジルを主体とした交流で盛りだくさんの内容です。外国語が話せなくても楽しめます(軽食つき) ▶定員先着120人 ▶参加費町国際交流協会会員無料、非会員500円(小・中学生100円) ▶申込・問合せ11月25日までに同協会事務局(コミュニティ課内☎766-8783)

**ガールスカウト体験入団の参加者**

▶とき12月11日(土)午前10時～午後2時 ▶ところ社会福祉会館 ▶内容クリスマスッキング、ゲームなど ▶対象4歳以上 ▶参加費無料 ▶申込・問合せ和田宅 ☎769-0717

**甲種防火管理新規講習の受講者**

▶とき平成23年1月27日(木)～同28日(金)午前9時～午後4時30分 ▶ところ消防本部 ▶受講料5,000円 ▶受付期間11月29日(月)まで ▶定員先着30人 ▶問合せ同本部 ☎766-0119

## お知らせ

**女性に対する暴力をなくす運動**

11月12日～同25日まで、「大丈夫。その不安ごと聞かせてください。」を標語に、女性に対する暴力をなくす運動が展開されています。

配偶者などからの暴力(DV)、セクシャル・ハラスメント、ストーカー行為など、女性に対する暴力は重大な人権侵害です。

暴力に悩んでいる人は、DV相談ナビ ☎0570-0-55210)へご相談ください。

▶問合せ企画財政課 ☎766-8711

## 周囲の皆さんへ

児童虐待は「ごく普通の家庭」で、もしかしたらあなたの身近なところで起きているかもしれません。

「おかしいな」「もしかして虐待?」など、何か気になることがあったら、そのままにせず、専門機関に相談(通告)してください。あなたのその行動が子どもを、そして保護者を救う「始めの一歩」なのです。

## 気づいて! 虐待のサイン

虐待は、隠されていることがほとんどです。虐待されている子どもが、自ら助けを周囲に求めることはなかなかできません。

表面化しにくい虐待をくい止め、子どもを助けるためには、周囲の皆さんの「気づき」がとても大切です。

子どもの様子	保護者の様子
◆不自然な外傷、打撲がある	●子どもが受けた外傷や状況と保護者の説明につじつまが合わない
◆衣服などが不潔、季節や身体にそぐわない服装をしている	●子どもの扱いが不自然(泣いてもあやさない、関わりが少ないなど)
◆家に帰りがたらない(徘徊、夜遅くまで遊んでいるなど)	●子どもへの拒否的な発言(見たくない、イライラする、期待はずれの子など)
◆発達の様子遅れ(身長・体重が著しく年齢相応でない)	●保護者が「死にたい」、「心中したい」などと言う
◆表情が乏しい(つまたい目、しかめ面など)	●子どもへの医療の拒否など
◆親子関係が確立していない(おどおどしている、親の顔色を見るなど)	

## ためらわずに相談を!

虐待は、発見や対応が遅れば深刻な事態になるおそれがあります。

そこで児童虐待防止法は、「虐待されていると思われる子どもを発見したら速やかに通告しなければならぬ」と定めています。

虐待を疑ったら、確証がなくても専門機関に相談しましょう。これは、子どもを虐待から守るために、私たちにできることです。

Q: 気がかりな家庭を知ったときは、どうしたらいいでしょうか?  
 A: まず誰かに相談してください。地域の民生委員・児童委員、家庭相談員や各種相談機関などはもちろん、家族や友人など話しやすい人に話を聞いてもらいましょう。

Q: 相談・連絡して「もし、虐待でなかったら」と不安になります。  
 A: 法律では、相談・連絡すべき子どもを「虐待を受けたと思われる児童」と定めていますので、虐待を疑えば連絡をしてください。その情報が間違いであっても、責任は一切問われません。また、連絡をしたことがわかることは絶対にありません。

Q: 相談・連絡したら、子どもやその家庭はどうなるのでしょうか?  
 A: 相談・連絡を受けた町役場福祉課や川西子ども家庭センターは、事実関係の調査とともに、まずその子どもの安全確認を行います。

そこで安全を守る必要があれば、子どもを保護します。事実を確認し、子どもや保護者の気持ちに配慮しながら話を聞き、どういった援助が必要なのかなども含めて、総合的に判断します。

子どもが保護された場合も、家庭で適切に養育されることが最終の目的であることから、再び家族が一つになるような支援を考えていきます。

町では、児童福祉法に基づき、川西子ども家庭センターや町の福祉・保健・教育・医療などの関係機関による要保護児童対策地域協議会を設置し、子どもの命と人権を守り、その家庭を援助していく取り組みを進めています。

## 子どもを虐待から守るための5カ条

- ①「おかしい」と感じたら迷わず連絡(通告しましょう)
- ②「しつけのつもり・・・」は言い訳(子どもの立場で考えましょう)
- ③ひとりで抱え込まない(あなたにできることから即実行しましょう)
- ④親の立場より子どもの立場(子どもの命を最優先しましょう)
- ⑤虐待はあなたの周りでも起こりうる(特別なことではありません)

## 子育て中の皆さんへ

子育ては自分の思うようにはいかないものです。さまざまな不安や悩みを一人で抱え込んでいたら、ストレスは膨らむばかりです。そのストレスを子どもにぶつけてしまう前に、思い切って周りにSOSを出してみましょう。あなたは決して一人ではありません。

## 一人で悩まないで

- ▶ 毎日の子育ての中で「こんなひどいことを思うなんて私はダメな親だ」などと自分を責めていませんか? 子育てをしていれば、誰でもこんな経験をします。あなただけが特別なわけではありません。
- ▶ 何をしても泣きやんでくれず、困ってしまい途方に暮れる。
- ▶ 何度言っても言うことを聞かないので、ついカッと手をおおげそうになる。
- ▶ 急いでいるのに子どものすることがとても遅くてイライラする。
- ▶ 一生懸命作った食事をすぐに食べてくれず、とても腹が立つ。
- ▶ 自分の子どもなのに、かわいと思えないことが時々ある。
- ▶ ときには甘えてくるのがわずらわしく、無視したりひどいことを言ってしまう。

## そんな時は思い出してください

- ♥ 子どもを授かったことを知った時の喜びを
- ♥ 生まれてきてくれた時のことを
- ♥ 初めて抱きあげた時の感触を
- ♥ どんなことをしてでも守ってあげたいと思った時のことを
- ♥ 初めて「パパ」、「ママ」と呼んでくれた時のことを
- ♥ 運動会で頑張っている姿に声援を送った時のことを
- ♥ 授業参観で一生懸命に発表していた子どもの姿を

## 誰かに話してみよう!

今あなたが悩んでいることや思っていることを話すだけで気持ちが軽くなったり、冷静になれるたり、解決策が思い浮かんだりすることがあります。

抱えている不安や悩みは、勇気を出して信頼できる人(配偶者や家族・専門機関・子育て仲間など)に話してみてください。

相談・連絡先	
機関名	電話番号
町役場福祉課	766-8701
子育て支援センター	766-7800
川西子ども家庭センター	756-6633
宝塚健康福祉事務所	0797-83-3143
児童虐待24時間ホットライン	759-7799
児童相談所全国共通ダイヤル	0570-064-000

## 11月は「児童虐待防止推進月間」です

# 子育てをみんなで見守りましょう!



▲「つどいの広場」で親子交流(子育て支援センター)

子どもの身体や心を傷つけ、生涯にわたって深刻な影響を及ぼす「児童虐待」。全国的に児童虐待は増加の一途をたどり、悲惨な事件が後を絶ちません。虐待をなくすために必要なこ

とは、それぞれが勇気を出して声をあげることです。子育ては、みんなが次の世代を育てることであります。子育て中の皆さん、そして周囲の皆さん、一緒に解決策を考えていきましょう。

**問合せ**  
 福祉課  
 ☎766-8701

## 児童虐待って何だろう?

児童虐待は、子どもに対する重大な人権侵害です。子どもの心身の成長や人格の形成に深刻な影響を与えるだけでなく、虐待をしたことのある保護者の多くが過去に虐待を受けたことがあるなど、次の世代に引き継がれるおそれがあります。

種類	内容	具体的な事例
身体的虐待	子どもの身体に傷を負わせたり、そのおそれのある暴行をすること	殴る、ける、投げ落とす、激しく揺さぶる(※)、たばこの火を押し付けるなど火傷をさせる、首をしめる、溺れさせる、戸外に締め出すなど(※乳幼児揺さぶられ症候群: 乳幼児期に激しく揺さぶられると脳や視神経などが損傷し、失明など重大な障がいが残ったり、死亡する場合があります。)
性的虐待	子どもにわいせつな行為をしたり、させたりすること	子どもへの性的行為、性器を見せる、ポルノグラフィーの被写体に強要するなど
ネグレクト(保護の怠慢・拒否)	子どもの健康・安全に配慮しない、衣食住の世話をしないなど、保護者としての監護を著しく怠っていること	適切な食事を与えない、極端に不潔な環境の中で生活をさせる、乳幼児を家に残してたびたび外出したり車の中に放置したりする、家に閉じ込める(子どもの意思に反して学校に行かせないなど)、病気やけがをしても受診させないなど
心理的虐待	言葉や態度により、子どもの心を著しく傷つけること	言葉でこわがらせる、脅迫する、無視したり拒否的な態度を示す、子どもの存在を否定したり自尊心を傷つけるような言動、他の兄弟と著しい差別的な扱いをするなど

## 「しつけ」とは違います

しつけとは、基本的な生活習慣や社会のルール・マナーなど、生きていくために必要なことを子どもが身に付けられるよう、繰り返し教えることです。暴力や暴言で子どもを追い詰め、保護者に従わせることはしつけではありません。虐待を疑われる保護者の多くは「しつけのため」と主張します。しかし、虐待かどうかは、子どもにとって有害かどうかで判断すべきことです。たとえ保護者がしつけのつもりでも、その行為が子どもの心身を傷つけ、健全な成長を妨げるものであれば、それはまぎれもなく「虐待」です。

## 気楽に学べる大人のための科学教室

天体・水・石など、自然の不思議とその素晴らしさについて、公民館講座で3回に分けて開催します。

① **天体・宇宙と私との関係**  
 ▶とき 12月19日(日)  
 ▶内容 プラネタリウム鑑賞、星座アートのつくり、星と宇宙や私達の関連性についての解説など

② **不思議な物質・水**  
 ▶とき 12月26日(日)  
 ▶内容 水に対するイメージの内容、水の実験、水の性質・水の分布やおいしい水についての解説など

③ **硬い石・軟らかい石**  
 ▶とき 平成23年1月16日

(日)  
 ▼内容 勾玉作り、石の硬度の計り方、鉱物の利用・用途や岩石と鉱物の違いについての解説など  
 ▼いずれも 時間 午後1時～同3時  
 ▼ところ 生涯学習センター  
 ▼講師 新井敏夫さん(理学博士)  
 ▼対象 町内在住・在勤の18歳以上の人  
 ▼定員 各先着20人  
 ▼参加費 無料  
 ▼申込・問合せ 11月16日(火)から中央公民館 ☎766-84332)

## 国民健康保険証の更新について

現在お持ちの国民健康保険証の有効期限が11月30日で切れることから、12月1日から有効となる新しい保険証を11月下旬に簡易書留郵便でお送りします。

なお、配達当日に不在の場合は、郵便局で一定期間保管されますので、必ず保管期間内にお受け取りください。保管期間を過ぎますと、普通郵便でお送りします。

766-8780-1)。

国民健康保険証の更新に関する法律第17条の2の規定に基づき、国民健康保険証の裏面に新しく「臓器提供意思表示欄」を設けました。

意思表示欄の記入は任意であり、記入を義務付けられていないものではありません。

また、意思表示欄の記入の有無により、受けられる医療の内容に違いが生じることはありません。

問い合わせは健康課 ☎766-8780-1)。

## 難病における医療・生活相談会

### お気軽に相談ください

- ▶とき 11月21日(日)午後1時30分～同4時
- ▶ところ 芦屋市民センター(芦屋市業平町8-24)
- ▶主催 兵庫県、兵庫県難病団体連絡協議会
- ▶対象 難病のうち、心臓病、腎臓病、潰瘍性大腸炎・クローン病、小児疾患、リウマチ、免疫系疾患(膠原病、ベーチェット病ほか)、神経系疾患(ALS、脊髄小脳変性症、多系統萎縮症、重症筋無力症ほか)、パーキンソン病などで療養されている人およびその家族
- ▶内容 医療相談、リハビリ、歯科、生活・栄養の相談など
- ▶相談料 無料
- ▶問合せ 伊丹健康福祉事務所 ☎785-7462

## 健康づくり教室を開催します

保健センターでは、糖尿病や高脂血症の予防方法などについて、健康づくり教室を開催します。

この機会にぜひ受講してみてください。

笑って得する! 糖尿病予防教室、今すぐやってみよう!

実践編、実践編、実践編

▶とき 12月9日(木)午後1時30分～同3時30分  
 ▶講師 同道正行さん(独立行政法人国立病院機構)

▶定員 各先着40人  
 ▶申込・問合せ 保健センター ☎766-10000)

▶とき 12月14日(火)午後2時～同3時30分  
 ▶講師 中村清子さん(中村内科クリニック副院長)

▶定員 両日とも保健センター

今、知りたい高脂血症予防のポイント

## はい!ポーズ

なかやま きな  
**中山 紗菜ちゃん**  
 1歳3カ月(松尾台)



いつも元気で笑顔がかわいくお兄ちゃんが大好きなさなちゃん♪これから仲よくいてね。

いだ あいと  
**井田 明生翔くん**  
 1歳1カ月(つつじが丘)



我家の末っ子は一番のやんちゃ坊主!でもすっごく可愛い♡家族皆のアイドルです。